

## 「あいたい兵庫」ロゴマーク取扱規程

### （趣旨）

第1条 「あいたい兵庫」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定める。

### （ロゴマークの規格）

第2条 ロゴマークの規格は、別添1の「あいたい兵庫」ロゴマーク仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

### （ロゴマークの使用承認申請等）

第3条 ロゴマークを使用する場合は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を、社団法人ひょうごツーリズム協会理事長（以下「理事長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項に該当する場合は、申請書の提出は不要とする。

- （1） 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- （2） 兵庫県内の地方公共団体が使用する場合
- （3） 兵庫県内の学校等が教育の目的で使用する場合
- （4） 営利目的以外で、社団法人ひょうごツーリズム協会会員が使用する場合
- （5） その他、理事長が適当と認めた場合

### （ロゴマークの使用承認）

第4条 理事長は、前条に定める申請書の提出があった時は、ロゴマークを使用する商品又は宣伝広告品（以下「商品等」という。）の種類、内容等を審査し、適当と認めた時は、ロゴマーク使用承認書（様式第2号）（以下「承認書」という。）により承認するものとする。

2 前項の規定により承認を受けた者は、商品等の完成品（以下、「完成品」という。）を速やかに理事長に提出すること。ただし、理事長が完成品の提出が困難と認める場合については、その写真をもって代えることができる。

### （ロゴマークの使用不承認）

第5条 理事長は、第3条の規定による申請書の提出があった場合、その商品等の種類、内容等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しないものとする。

- （1） 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがある場合
- （2） 兵庫県のイメージを傷つけ、又は兵庫県の観光振興の妨げとなる恐れがある場合
- （3） 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのある場合
- （4） その他、理事長が承認しないことが適当であると判断した場合

### （使用の条件）

第6条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 仕様書に定められた色、形、書体等を正しく使用すること。
- （2） 兵庫県のイメージを損なう使用、展開又は応用をしないこと。

(承認事項の変更)

第7条 第4条の承認を受けた者は、承認事項の内容を変更する必要があるときは、ロゴマーク使用内容変更承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第3条から第6条までの規定は、前項の承認について準用する。

(承認の取り消し)

第8条 理事長は第4条及び第7条の使用承認を受けた者が承認事項の内容に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る商品等を作成、配布、販売又は使用して広告宣伝を行ってはならない。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、理事長はその責めを負わない。

2 第4条及び第7条の使用承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、理事長は、損害賠償、損失補填及びその他の法律上の責任を一切負わない。

(補足)

この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取り扱いについて必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年1月 日から施行する。

(別添1)

「あいたい兵庫」ロゴマーク仕様書

「あいたい兵庫」ロゴマーク

基本形



あなただに会いたい 兵庫がいます。		
 M/10 Y/100	 C/60 M/35 K/10	 C/12 M/8 K/60
 M/100 Y/90	 C/45 M/20	 C/5 M/15 K/15
 C/90 M/20	 C/60 M/20 Y/60 K/20	 C/10 M/80 K/80
 M/40 Y/100	 C/60 Y/60	 C/5 M/30 K/15
 K/100	 C/3 M/10 K/40	 C/10 M/75 K/15
	 C/3 M/30 K/80	 C/55 M/15 K/10
	 C/50 M/10 K/50	 C/30 M/5 K/5

ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

社団法人ひょうごツーリズム協会  
理事長 奥田 眞 様

（申請者）

住 所

名 称

代表者

印

「あいたい兵庫」ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1．使用対象物件

2．使用目的及び使用方法

（1）使用目的

（2）使用方法

3．使用期間

4．有償・無償の別

有償（売価 円（税込））・ 無償

5．連絡先（担当者・電話番号等）

担 当：

電話番号：

F A X：

Eメール：

6．添付書類

「あいたい兵庫」ロゴマーク取扱規程第5条に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名

印

（名称及び代表者名）

ロゴマーク使用承認書

年 月 日

(申請者)

名 称

代表者

様

社団法人ひょうごツーリズム協会

理事長 奥田 眞 印

年 月 日付け申請のあったロゴマーク使用について、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 承認内容は、ロゴマーク使用承認申請書のとおりとする。
- 2 ロゴマークの使用に際しては、「あいたい兵庫」ロゴマーク取扱規程を遵守すること。

承認番号 \_\_\_\_\_ 号

ロゴマーク使用内容変更承認申請書

平成 年 月 日

社団法人ひょうごツーリズム協会  
理事長 奥田 眞 様

（申請者）  
住 所  
名 称  
代表者 印

年 月 日付で承認（承認番号\_\_\_\_\_号）を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更内容  
（変更前）

（変更後）

「あいたい兵庫」ロゴマーク取扱規程第5条に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名 印  
（名称及び代表者名）